

## 2012 年競技関連規程改訂ポイント

### 【組織名などの変更】

1. 社団法人日本ダンススポーツ連盟 => 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 [2011 年 4 月 1 日]
2. IDSF (国際ダンススポーツ連盟) => WDSF (世界ダンススポーツ連盟) [2011 年 6 月 19 日]
3. 執行委員会、常務理事会 => 業務執行理事会 [2011 年 6 月 26 日]

### DSCJ 全日本統一級競技規則細則

(海外選手など未登録選手の処理)

第5条 DSCJ 競技規則 28 条ただし書きに則り出場した選手が昇級に関わる成績を得た場合は、準決勝以上について成績結果からその選手を除き順位を繰り上げて昇級の処理を行う。

昇級に関わる => 昇降級に関わる

昇級の処理 => 昇降級の処理

☆2011年6月27日 IDSF オープン、7月24日富山県大会(ロシアの選手が出場)から適用

### アンチドーピング規程関係の主な改訂

アンチドーピング規程をアンチドーピング規則と改め、7 に以下の文章を追加する。

#### 7. JDSF が課す制裁措置及び損害賠償と罰金

違反後に受け取っている交付金、助成金及び補助金は JDSF の請求に従い返還し、与えた損害については JDSF の請求に従い賠償するものとする。状況によって JDSF は罰金を科す。

### JDSF 審判員規程(罰則) 第12条の変更(第5項として挿入、以下項番号を順送り)

5. 競技者支援要員としてドーピング検査違反にかかわった場合、日本ドーピング防止規程により審判員資格を永久停止する。また、本連盟ドーピング防止規則により、与えた損害については JDSF の請求に従い賠償するものとし、状況によって JDSF は罰金を科す。

### 会費及び申請料等に関する規程

旧「選手登録料、認定料などに関する規程」を公益社団法人化に伴い、会費及び申請料と名前を変え、字句の修正をした。

### ダンススポーツグランプリ大会規程、JDSF ブロック選手権大会実施規程、都道府県対抗全国ダンススポーツ大会規程

(収益・損益)の条文の部分は、公益社団法人化に伴い、(利益・損失)とし、「本大会で得た収益・損金利益または損失については大会主管主催団体に帰属する。」と改める。

### 公認競技長規程、同認定要領、公認採点管理長規程、同認定要領

公認競技長、公認採点管理長 共に A、B の 2 等級を廃止し、区別をなくした。

第2条、第3条を削除し、第2条を次ようにした。

第2条 公認競技長(採点管理長)は、本規程によって認定を受け、登録された者とする。

それに伴い、字句の修正、第7条の削除、認定要領の字句の修正をした。

また、公認競技長認定申請書、同推薦書、公認採点管理長認定申請書、同推薦書の様式変更をした。

### JDSF 国際派遣選手選考規程

(選考となる競技会及び派遣選考基準)

#### 第3条 6 第2条6の競技会(世界ジュニア選手権)

グランプリ大会のうちの1大会、オールジャパンジュニアダンススポーツカップ及び全日本選手権ジュニアを選考競技会とし、代表派遣をする世界選手権開催日3か月前を起点としたポイント結果により選考する。

詳細は別に定める。

### JDSF 海外派遣選手援助規程

(対象選手) ⇒ (対象選手及び帯同役員)

第2条 国際派遣選考競技会規程により選考された選手及びジュニア派遣選手団の帯同役員1名。  
(援助額)

第3条 3行目に次の文章を追加  
帯同役員の援助額は交通費、宿泊費の実費とする。

## JDSF強化選手規程

(強化選手の認定基準)

第5条 強化選手は、毎年を選考する。ただし、ジュニア強化選手は毎年6ヶ月毎に2回選考する。原則として国際的なレベルに達する将来性のある選手を選考することとし、下記の基準を目安として選手強化部で決定する。

~~個人登録はなく、カップル登録のみとする。登録は個人登録とする。~~

1 (ジュニア強化選手) 15歳以下の選手同士で、上期、下期において、前年度、当年度の全日本選手権ジュニア、国際派遣選考対象競技会の決勝進出組のうち選手強化部が認め、且つJDSFジュニアアスリートクラブの会員である者。

詳細は別途定める。

(特別強化選手の認定基準)

第6条 特別強化選手は、前条の強化選手の内、国際的なレベルであると認められ、更に向上が期待される選手を選考することとし、必要に応じ別途基準に基づき業務執行理事会で決定する。

~~下記の基準を目安として選手強化部で決定する。~~

1～4は削除する。

(準強化選手認定基準)

第7条 準強化選手の認定基準は、以下のとおりとする。準強化選手には当連盟強化事業に自費負担で参加する権利を与える。

1 (ジュニア) 本規程第5条1の競技成績を参考とし、その他現在の実績に関わらず将来性を判断して、選手強化部が認めた者。

(強化選手等の義務)

第11条 強化選手、特別強化選手、準強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

1 本規程第2条の選手強化事業に、指定された回数参加すること。

2 その他当連盟事業のうち指定されたものについて参加は必ず参加するなど、ダンススポーツの普及、発展に寄与すること。

3 日本ドーピング防止規定を遵守すること。

4 特別強化選手、強化選手及びジュニア強化選手については、別途覚書を締結すること。

## 競技会出場選手服装規程

「DSCJ 登録選手用」「JDSF HP」の見直し、統一

### 【その他特例適用】

1. 東日本大震災に関わる降級免除特例措置についての通達 ⇒ 7月28日通達発行
  - ・2011年末の昇降級処理のみ
2. D級降級免除特例措置 ⇒ 7月28日通達発行
  - ・2013年までの時限措置
3. 1級戦、2級戦の種目をWT、GRで実施
  - ・西部(徳島)より申請があり、4月24日の執行委員会で承認
  - ・2012年以降、申請によってどの範囲まで認めるか要検討
4. ブロックランキング規程 第2条
  - 6. 対象競技会のうち、各人上位2競技会のポイントの合計点で決定する。
    - ・西部の地域事情により、西部のみ当分の間「上位3競技会」で運用

以上